

A 県にある、国立大学法人 A 大学（1 学年の定員 100 名）は、入試要項に以下のような事項を記載していた。

- ①主たる学費負担者の年間所得が 300 万円以下の受験生については、高校 3 年間の評定平均値 5.0 であることを条件にして、3 名を別枠で合格させること（別枠で合否判定を実施する）。
- ② A 大学が所在する A 県内の高校出身者からは、別枠の推薦入試を実施して、5 名を合格させること。
- ③以上、①②の結果を踏まえ、残った定員は、一般入試（通常の科目試験で合否を判定する）で合否判定を行うが、その際、男子受験生を女子受験生より 20 %多く合格させること。

(1) B 県に居住する男子高校生 C は、A 大学医学部を受験したところ、不合格となった。C は、個人情報保護制度を利用して、A 大学に成績開示を求めたところ、予備校が作成し、公表していた合格最低点を 20 点上回っていたことが判明した。C は、自分が不合格となったのは、上記の入試制度が原因であるとして、A 大学の代わりに合格し、入学していた私立 D 大学医学部の入学金と授業料および精神的苦痛を被ったとして、慰謝料の請求を行ったとする（国家賠償請求）。この訴えは認められるだろうか。

上記①～③の趣旨や目的をを考えながら、関係する憲法の論点を踏まえて、論じてください。

(2) また、私立大学 E が男子のみの入学を認める医学部を設置しようとしたところ、文科省はこの設置を不許可とした。E は、この処分が憲法に違反するとして、その取消を求めたとする。この訴えは認められるだろうか。